

＜目次＞

1. ㈱クリスタルインターナショナルで、ご結婚挙式披露宴規約が改善され、「支払済みの申込金は返還しないとする条項」が削除されました！！
2. 第16回消費者志向経営セミナーのご案内
3. 適格消費者団体のホームページより《1月12日～2月18日更新分》

1. ㈱クリスタルインターナショナルで、ご結婚挙式披露宴規約が改善され、「支払済みの申込金は返還しないとする条項」が削除されました！！

当機構は、消費者からの情報提供を踏まえ、株式会社クリスタルインターナショナル（以下「当該事業者」という。）が運営する結婚式場（「ニューヨーク・ニューヨーク」）のご結婚挙式披露宴規約について、「支払済みの申込金（最高50万円）は返還しないとする条項」の削除を消費者契約法第9条1号に基づいて申入れました。

これに対して当該事業者は、下表のとおり改善（回答）しました。

なお、当機構では、本件申込金の不返還条項とは別に、契約キャンセル時の解約料のあり方等に関しても検証の必要性を認識しています。このため、契約キャンセル条項や解約料のあり方等については継続検討の位置付けとし、※当該事業者では、今後、本件規約内容の見直し検討の方向性もあることから、その中での必要に応じた対応を考慮、今回は、そのことを前提に一旦意見交換を終了しました。

改善申入れ概要	⇒	改善概要（改善後の規約概要）
<p>ご結婚挙式披露宴規約において、次の「支払済みのお申込金は返還しないとする条項」を削除してください。</p> <p>○発生したお申込金は、本契約を解約された場合であっても返金いたしません。</p> <p>○お申込金は、契約成立後に解約された場合であっても返還いたしません。</p>		<p>左記の条項は削除され、新たに、「申込金（最高50万円）が挙式披露宴費用の前受金であること」が同規約で明記された。</p> <p>この結果、契約を途中で解約した場合には、申込金（最高50万円）も支払済みの挙式披露宴費用の一部として、キャンセル規定の対象となり、解約時期に応じて一定の割合（解約時期に応じた解約料を差し引いた残額）が返還されることになりました。</p> <p><※上記は2012年10月25日付け回答書に添付の規約改定案に基づく内容。></p> <p><※規約改定は2012年11月1日に実施・適用済></p>

★詳細は当機構ホームページ（http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130208_01.html）を参照ください。

2. 第16回消費者志向経営セミナーのご案内

消費者契約法の不当条項を考える

消費者契約法の施行からはや12年が経過し、その第8条、第9条、第10条の規定に基づく、不当条項に関する裁判例も蓄積されてきました。

これを受け、第16回消費者志向経営セミナーは、これまでの裁判例から、不当条項と判示された典型事例を紹介し、各事業者における自主的な約款の是正にむけた情報提供の機会としたいと考えています（あわせて、この間の消費者機構日本の活動で契約条項が是正された事例をご紹介させていただきます）。

また、消費者契約法改正のうち、不当条項リストの見直しについて、大澤先生から問題提起をしていただきます。

本セミナーは下記概要にて開催いたしますので、皆様のふるってのご参加をお願いいたします。

記

1. テーマ 消費者契約の不当条項を考える
2. 日時 2013年3月29日（金） 13時30分～16時25分
3. 会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室（裏面地図参照）
4. 参加費 お一人様 7,000円
5. 対象者 企業・団体の顧客対応部門・法務部門のご担当者様
6. 規模 45名（先着順）
7. 企画概要

13:30～13:35 開会挨拶

13:35～14:15

【報告】 消費者機構日本の差止請求で是正された契約条項の事例

…消費者機構日本 専務理事 磯辺 浩一（報告30分、質疑10分）

14:15～14:25 《10分間休憩》

14:25～15:40

【講演1】 消費者契約法に係る裁判例からみる不当条項（仮題）

…法政大学法学部 准教授 大澤 彩 氏（講演60分、質疑15分）

15:40～16:25

【講演2】 消費者契約法改正（不当条項部分）に関する問題意識（仮題）

…法政大学法学部 准教授 大澤 彩 氏（講演60分、質疑15分）

《参加お申込み方法》

裏面様式にて、消費者機構日本事務局までFAXかEメールでご連絡ください。

FAX: 03-5216-6077

E-mail: kojima@coj.gr.jp

申込み締切日: 3月25日（月）

※なるべくお早めにお申込みください。

(FAX番号) 03-5216-6077

第16回 消費者志向経営セミナー 参加申込書

(ふりがな)		電 話	
会社名・団体名			
記入者のご氏名		F A X	
所属部署・役職		E-mail	
ご連絡先の住所	〒		

※参加確認のご案内等をさしあげますので、郵便番号・住所・電話・FAX・E-mailのご記入をお願いします。

＜参加される方＞

上記に記入された方のみが、ご参加の場合でも、確認のためお名前だけご記入ください。

参加者のご氏名	ふりがな
担当役職名	

参加者のご氏名	ふりがな
担当役職名	



① 参加費のお支払について

参加費は、事前振込みまたは当日、会場受付にてお支払いいただきます。

詳細は参加申込受付後に、個別にご連絡させていただきます。

② 参加申込後のキャンセル料

下記のように設定しておりますので、あらかじめご了承ください。

キャンセル時期	キャンセル料
3月25日まで	無 料
3月26日から 3月28日まで	参加費の30%
3月29日当日	参加費の100%

(本件に関するお問合せ先)

消費者機構日本 事務局 (担当)小嶋

電話 03 (5212) 3066 Eメール kojima@coj.gr.jp

5. 適格消費者団体のホームページより <1月12日～2月18日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
<p>《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php</p>	<p>□2月1日 アクサ損害保険株式会社からの申入れの回答を公開します。詳細は下記をご参照ください。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=229</p> <p>□2月5日 チューリッヒに再申入書を発送しました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=230</p>
<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>□1月11日 ㈱プロネット(建築請負事業者)の建築工事請負契約約款の是正協議を終了しました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130110_01.html</p> <p>□2月13日 ㈱クリスタルインターナショナルで、ご結婚挙式披露宴規約が改善され、「支払済の申込金は返還しないとする条項」が削除されました。詳細は下記をご参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_130208_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/</p>	<p>□1月23日 株式会社すかいらーくに対して、深夜加算料金の表示方法改善を求める申入を行いました。詳細は下記をご覧ください。 http://www.a-c-net.com/topics/zesei/skyra-ku/2013.01.23.mo.pdf</p> <p>□1月23日 株式会社犬の家の売買契約書につき、申入れに沿う形で改定されたため、当者に対して終了通知書を出しました。詳細は下記をご覧ください。 http://www.a-c-net.com/topics/zesei/inunoie/2013.01.23.syuryo.pdf</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□1月25日 大阪高等裁判所において、株式会社セレマ、株式会社らくらくクラブに対する解約金条項使用差止訴訟の控訴審判決がでました。控訴審判決は下記をご覧ください。 http://kccn.jp/tenpupdf/2012/20130125cel_emahanketu.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□1月22日 通貨選択型投資信託を運用する15社のうち、5社に対して再お問い合わせを送付し、10社に対して終了の連絡を送付しました。それぞれの詳細は下記をご覧ください。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000344</p>

	http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000343 <input type="checkbox"/> 2月6日 (株)明来に対して差止が認められた部分についての間接強制を大阪地裁が決定しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000348
《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/	<input type="checkbox"/> 1月15日 大阪ガスファイナンスに対して申入書を出しました。詳細は下記をご参照ください。 http://hyogo-c-net.com/pdf/130115_osakagasfi.pdf <input type="checkbox"/> 1月24日 株式会社ジャルパック（旧商号株式会社ジャルツアーズ）に対する差止請求上告受理申立事件について、最高裁判所は平成24年10月23日付けで上告不受理決定をしました。詳細は下記をご参照ください。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#130115
《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。

(以上)